

第56号議案

権利の放棄

次のとおり権利を放棄したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

- | | |
|----------|--|
| 1 権利の内容 | 平成26年度に施工した新城市光ファイバ施設引込線の撤去工事負担金の徴収に係る債権 |
| 2 債務者 | 新城市城北二丁目2番地7 株式会社あいちや |
| 3 放棄する金額 | 5,400円 |
| 4 放棄する理由 | 債務者の破産手続が終結したことにより、債権を回収することができなくなったため。 |